

参議院契約監視委員会定例会議議事概要

開催日	平成20年10月10日(金)	
場所	参議院第二別館東棟4階 記録部・国際部会議室	
出席委員氏名	委員長	筆谷 勇(東京都監査委員・公認会計士)
	委員	阿部 哲(日本国際協力システム 契約審査室室長)
	委員	水田 健輔(国立大学財務・経営センター研究部准教授)
審査対象期間	平成20年4月1日(火)～平成20年6月30日(月)	
抽出案件	5 件	
一般競争入札	2 件	契約件名 本館ほか昇降機その他保守業務一式 契約相手方 日本オーチス・エレベータ(株) 首都圏支店 契約金額 37,800,000円 契約締結日 平成20年4月1日
		契約件名 国会審議テレビ中継設備高精細度化改修工事一式 契約相手方 パナソニックシステムソリューションズジャパン(株) 契約金額 440,790,000円 契約締結日 平成20年6月11日
指名競争入札	1 件	契約件名 参議院第二別館及び電話交換所の床面清掃等一式 契約相手方 高橋工業株式会社 契約金額 23,310,000円 契約締結日 平成20年4月1日
随意契約	2 件	契約件名 押しボタン式投票装置保守業務一式 契約相手方 三菱電機(株) 契約金額 25,420,500円 契約締結日 平成20年4月1日
		契約件名 議案類印刷業務請負一式 契約相手方 独立行政法人国立印刷局 契約金額 399,000,000円 契約締結日 平成20年4月1日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p><b>1. 報告事項</b></p> <p>入札及び契約手続きの運用状況について</p> <p>指名停止の運用状況について 2ヶ月の指名停止 1社 2週間の指名停止 1社</p> <p>談合状況への対応状況について 該当なし</p> <p><b>2. 抽出事案の審議</b></p> <p><b>A【本館ほか昇降機その他保守業務一式（一般競争入札（最低価格落札方式）：物品役務）】</b></p> <p>①随意契約から一般競争入札方式に切り替えて、契約金額は対前年度比どのくらい安くなったか。</p> <p>②複数の随意契約から一本の一般競争入札方式に変更したことにより、落札業者は他社製品の保守点検も行うようになるが、不安材料はないのか。</p> <p><b>B【国会審議テレビ中継設備高精細度化改修工事一式（一般競争入札（総合評価落札方式）：公共工事）】</b></p> <p>①最低価格で入札をしていない業者が落札しているが、その理由は何か。</p> <p>②技術提案に対する評価は誰がするのか。 また、評価項目のうち0点となっている業者があるがその理由は何か。</p>	<p>前年度は建物ごと、メーカーごとに随意契約を行っていたが、今回一括したところ90万円ほどの減額となった。</p> <p>一般競争入札方式を導入するに当たり、他省庁の例を調査したところ、特段問題がないことが確認できたため、従来の調達方式を変更した。</p> <p>総合評価落札方式の特色が出た事例である。 最低価格で入札した業者の評価値（評価点を入札価格で除した値）より二番目に低い価格で入札した業者の評価値の方が高かったため、結果として二番目に低い価格を入札した業者が落札した。</p> <p>関係職員からなる「技術評価委員会」を設けて評価を行っている。 評価項目については、良好な提案がされた場合には点数が加算され、標準的な提案については加算されず0点となっている。</p>

③資料から判断すると企画書を提出するに当たっては、参議院での施行実績がない業者は不利なのではないか。

**C【押しボタン式投票装置保守業務一式（単純随意契約：物品役務）】**

①この装置の特殊性から随意契約はやむを得ないと思うが、契約金額は変化しているのか。

②この設備に関して、特許のようなものはあるのか。なければ公募を採用できるのではないか。

**D【参議院第二別館及び電話交換所の床面清掃等一式（指名競争入札（最低価格落札方式）：物品役務）】**

①本件の指名競争入札における業者選定の基準はどのようなものか。

②清掃関係の契約は6件あるが、これを1件にまとめることはできないか。

**E【議案類印刷業務請負一式（単純随意契約：物品役務）】**

本件工事は、特殊な作業ではないため、一定の施行能力を持っている業者であれば問題はないと考える。

また、現場の見学も可能であり、参議院の履行実績のない業者が特に不利になることはないと考える。

平成18年度以前と比較するとおよそ150万円の減額となっている。平成19年度、20年度は同額であるが、物価の上昇等を考慮すると実質的には減少しているものと考ええる。

特許のようなものは特にないが、本システムを設計・製作した当該社において独自の管理システムを構築し、特別の体制を組んでその保守に当たっているため、他社での保守は困難であると考ええる。

対象の建物には、調査室及び法制局があり、業務に関わる機密性の高い書類が多数あることから、セキュリティを重要視せざるを得ない。そのため指名に当たっては、本院において過去に履行実績を有する業者を選定した。

6件をまとめると作業面積が広範囲になるので、請け負える業者が限られてしまう恐れ及び中小企業の受注可能性等を考慮すると、1件にまとめることは直ちには困難であると考ええる。

①製品別に契約を分ける等、随意契約の見直しを考えたことはあるか。

「参議院公報」は即日及び深夜に発行する必要があるため、市中の印刷会社では対応が困難である。

また、「法律案及び予算案等」は内閣との関係から独立行政法人国立印刷局が担当することになっている。

「委員会会議録」は印刷会社を対象に調査を行ったことがあるが、業務量の繁閑の差及び発注の不定期性を理由に年間契約は困難とのことであった。

また、このような業務について、国庫債務負担行為の対象とすることは困難であるとする。